

ミャンマー人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト

No.30/ 2015年4月10日

ミャンマーでは、強制結婚、強制労働、性的搾取などの人身取引被害者が多く発生しています。経済活動のグローバル化が進み、人の移動が増加し、それに伴い今後ますます人身取引被害も増加することも危惧されます。JICAではミャンマーで2012年より被害者支援を行う関係者の能力強化を目的として、本プロジェクトを実施しています。

ヤンゴンからミンガラバー(こんにちは)

被害者支援&ハンドブックワークショップの開催 (3月12日 - 13日)

当プロジェクトでは、ミャンマー政府の人身取引担当警察官や社会福祉省のソーシャルワーカー、またミャンマー全土で女性の支援を行う NGO であるミャンマー女性連盟の会員などを対象に、指導者育成研修をいままで2回実施し、合計72名の指導者を養成してきました。プロジェクトで育成された指導者は、政府機関や地域での人身取引被害者支援に関する各種研修の講師として活動するだけでなく、ミャンマー各地で被害者支援のキーパーソンとしても活躍しています。

3月12日から13日にプロジェクトで養成された指導者を対象として、被害者支援ワークショップおよびプロジェクトで作成しているハンドブックに関するワークショップを福祉局職員研修所で実施しました。今まで彼らが各地で実施したさまざまな被害者支援の活動例、特に具体的な支援における改善事例を紹介し、それらを参加者全体で共有し、今後のより良い支援と各機関の連携に向けて意見交換を行うためです。本ワークショップには、国際機関や国際 NGO から参加者がありました。

プロジェクトにより被害者支援が改善された事例の紹介として、まずは、人身取引情報センターのスタッフから、センターで実施している個々の被害者のニーズに沿った支援事例について紹介がありました。すでに NGO も含む多くの機関や組織と連携して支援を実践していますが、今回は特に警察や地域の役所など、他の政府機関との連携事例に力点が置かれての説明でした。



人身取引情報センターのスタッフの報告

被害者の救出に関する活動としては、人身取引情報センターは、ミャンマー警察など複数の政府機関の調整・連携の役割を行っているとの説明です。

すべてのミャンマー国民は、ミャンマーの国民登録証を所有しているはずであり、就職の際や各種行政サービスを受けるためにはその証明書が必要です。しかし、被害者には国民登録書を所有していない人も多いため、そのことが社会復帰の妨げになっています。一方で、現在登録されていない人がミャンマー国民として証明され登録されるには、個人の力だけでは簡単ではないのが実情です。センターでは、関係政府機関と連携のうえで国民登録証取得のための支援を行い、社会復帰の第一歩としています。また、被害者が外国で出産して連れ帰った子



挨拶をする甲木チーフアドバイザー (右)

どもの出生届けの手続きも困難な事が多く、センターで関係政府機関と連携して支援している事例が報告されました。各政府機関への申請手続きなどは、被害者本人が出向く必要がありますが、各種手続きは慣れない人には複雑であり、人身取引情報センターのスタッフが事前に調整し、センターで組織化したボランティアが被害者への同行支援も行っています。

国際 NGO の参加者からは、「人身取引情報センターの支援活動は素晴らしい成果であり、この取組を人身被害者自立支援の取り組み事例として他の国にも紹介すべき」との発言がありました。

また、センターの持続発展性についての質問もあり、「JICA の予算的支援も受け、プロジェクトのパイロット活動として当初は設立したが、福祉局が人員や予算的措置を行っており、まだ十分ではないが、政府として今後さらに活動を強化していく予定である」との発言がミャンマー側からありました。

次の報告では、ミャンマー北部の大都市マンダレーでの「被害者の会」の活動事例を、ミャンマー女性連盟の会員が行いました。プロジェクトの実施する指導者養成研修を通じた「被害者への理解や支援者の役割」についての学びを活かし、被害者の状況や意志を尊重した被害者中心の活動を行ってきたとのことです。被害者と支援者の信頼関係が強化され、支援者、被害者が共に人身取引予防活動に取り組んでいるとの報告がありました。

また、ミャンマーの人身取引中央対策委員会（CBTIP）と連携して、裁判において被害者の支援を行った経緯や成果などについても報告説明がありました。被害者は裁判などで人前で話すことに慣れていない人が多く、また事実を論理的に話す事も苦手とする人もいます。事実をゆっくりと丁寧に聴き取り、被害者側の証言者として法

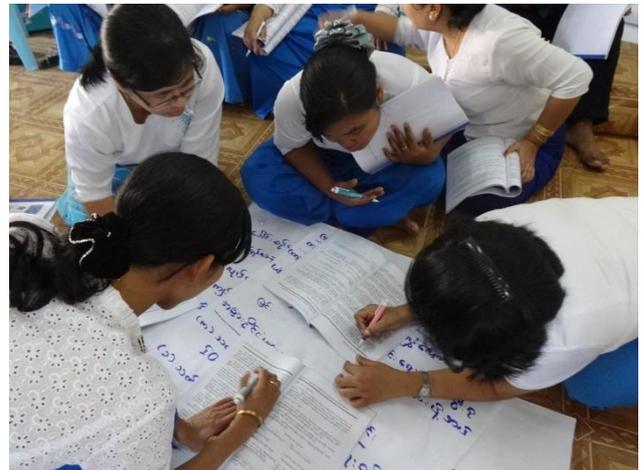


参加者全員での記念撮影

廷へ出廷したり、被害者自身の証言の事前準備を手伝っているとの報告がありました。またあわせて、ミャンマーの司法制度の特徴や、裁判における被害者支援についての情報交換も行われました。

ついで、タイや中国との国境近くのチャイントンにある人身取引被害者一時保護施設で働くスタッフが、一時保護施設での被害者支援の改善事例についての説明をし、意見交換がなされました。

ところで、プロジェクトでは人身取引被害者支援に携わる人が常に参照するためのハンドブックを作成中です。今回ドラフトが完成し、ハンドブックワークショップとして、改善方法や利用方法に関する積極的な情報・意見交換を行いました。今回の情報をもとに9月には正式にハンドブックがリリースされる予定です。これにより、ミャンマー全土での被害者支援活動の質の向上と継続的な活動につながることを期待されます。



ハンドブックドラフトを見ながらグループワーク

また他にも、この機会に他の政府機関の連携の一貫として、入国管理局や労働省から講師をお招きしてフォローアップ研修も実施しました。講師も、現場での事情を学ぶ重要な機会となったとのことで、縦割り行政になりがちな政府機関のなかで、JICA プロジェクトをきっかけに様々な政府機関が連携をできることになったと思います。

プロジェクト期間の延長

2015年6月末までの3年間の予定でプロジェクトを実施してきましたが、この度2016年6月末までの1年間延長することにミャンマー政府およびJICAで合意しました。これにより、成果がさらに確実にミャンマーに根付くことが期待されます。引き続き、よろしくお願いいたします。